

平成29年度 第2回
岡山県発達障害者支援地域協議会
岡山県広域特別支援連携協議会

日 時 平成29年10月24日(火)
13:30~15:00
場 所 ピュアリティまきび

1 開 会

2 議 題

- (1) 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について
- (2) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について
- (3) 第2次特別支援教育推進プランの見直しについて(提言案)

3 報告事項

- (1) 本年度の地域協議会・連携協議会の進め方について
- (2) 公開に係る取扱いについて

4 そ の 他

5 閉 会

岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 発達障害のある人のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2の規定に基づき、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達障害のある人への早期支援をはじめとするライフステージを通じた支援体制の在り方の検討に関すること
- (2) 発達障害のある人への支援における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野の連携に関すること
- (3) 発達障害のある人の支援に関わる人材の育成に関すること
- (4) 発達障害への理解の促進に関すること
- (5) その他発達障害のある人の支援の充実に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる者のうちから、県知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局及び機関の職員
 - (2) 学校関係者
 - (3) 岡山県医師会所属の医師
 - (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 親の会代表
 - (7) その他知事が適当と認める者
- 2 地域協議会の委員は、岡山県教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）の委員を兼務する。
- 3 地域協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 地域協議会に、委員長を1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、地域協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 地域協議会は、連携協議会と共同し、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、地域協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

- 2 地域協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

3 連携協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 連携協議会に、委員長1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員は、委員長の命を受け、連携協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 連携協議会は、地域協議会と共同して開催し、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 連携協議会の事務局は、岡山県教育庁特別支援教育課に置く。

2 連携協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものほか、連携協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について

1 発達障害のある人への支援体制の整備促進

(1) 県発達障害者支援センターの運営

県発達障害者支援センター（本所：岡山市、支所：津山市）において、発達障害のある人や家族に対する相談支援や就労支援等を行うとともに、市町村のバックアップや関係機関の連携を促進して、全県的な支援体制の充実を図る。

○相談支援実績

（単位：人・件）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29 (9月末現在)
実支援人員	522	484	501	485	366	388	210
延支援件数	2,257	2,404	2,268	1,882	1,354	1,456	582

○主な相談内容

- ・就労（今後の就労、現在の職場）
- ・家庭生活（家庭でできること、行動障害）
- ・健康、医療（発達障害かどうか、告知後の不安等）
- ・教育（学校、進路）

(2) 市町村支援体制の整備促進

発達障害のある人が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、発達障害者支援コーディネーターの配置等により、市町村における相談支援等の充実や地域の関係機関が連携した支援体制の整備を促進する。

○発達障害者支援コーディネーター設置促進支援

コーディネーターを設置した市町村に対して経費の一部を補助

①平成 29 年 4 月時点での設置市町村（中核市を除く）21 市町

②平成 29 年度において新たに設置した市町村：津山市、美咲町、吉備中央町

補助基準額 5,533 千円

補助率 1/2

補助期間 3 年間

③今後の取組について

- ・平成 30 年度新規設置予定市町村 2 市町村
- ・平成 31 年度末までに全市町村への設置を目指す。

○家族支援の推進

地域での体系的な家族支援の普及、定着のために、母子保健、子育て支援、児童発達支援に携わる支援者を対象に養成研修を実施する。

①家族支援推進研修会（母子保健・子育て支援）

市町村を単位とした、発達支援の仕組みづくりを進めるに当たり、各自治体に体系的な支援体制を構築し、安定して継続できる家族支援のあり方を考える。

日 時 平成 30 年 2 月 7 日（水）10 時～16 時

場 所 ピュアリティまきび（200 名程度）

対象者 市町村子育て支援担当課、市町村子育て支援センター、
市町村発達障害者支援コーディネーター、県保健所等

②家族支援推進研修会（児童発達支援）

家族が子どもの特性を理解し、日々の子育てに生かすために、子どもの療育を担う児童発達支援事業所における家族支援の現状を振り返り、今後のあり方を考える。

日 時 平成 30 年 2 月 17 日（土）10 時～16 時

場 所 きらめきプラザ（100 名程度）

対象者 児童発達支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援機関等）、市町村福祉担当課、市町村発達障害者支援コーディネーター、県民局福祉担当課等

③今後の取組について

本年度実施する研修を踏まえて、県発達障害者支援センターが中心となって平成 30 年度から子育て応援プログラム（ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、茶話会等）の実施を希望する市町村及び関係機関をサポートし、普及展開を図る。

○合同研修会の開催

市町村を単位とした発達支援の仕組みづくりを進めるための基本理念を学ぶことで、乳幼児の支援体制整備のために必要な事項についての理解を深めるとともに、課題や取組の方向性等の共有を図る。

①事業名

平成 29 年度「乳幼児期における関係機関連携強化事業」研修会

②開催日程等

日時：平成 29 年 12 月 22 日（金）10 時～16 時

場所：ピュアリティまきび（200 名程度）

対象者：県・市町村母子保健担当者、子育て支援担当者、福祉担当者、教育委員会、発達障害者支援コーディネーター、乳幼児期の支援に携わる関係機関、医療関係者等

（2）学齢期の支援

学齢期支援体制整備事業

就学前後の移行期における情報連携の取組について、平成 26～28 年度に 5 市町村で実施したモデル事業の成果として策定したガイドラインによる取組の県内市町村への普及を図るとともに、就学後についても関係機関の情報連携の取組を進める。

○就学前後の情報連携ガイドラインの活用・普及支援

①事業の概要

支援を希望する市町村において連携会議を開催するとともに、実施市町村の関係機関を対象とした合同研修会の開催を支援

②事業の進め方

全市町村が就学前後の情報連携に取り組むことができるよう、県発達障害者支援センターを中心に支援を実施する。

平成 26～28 年度 5 市町（モデル事業：美作市・浅口市・瀬戸内市・真庭市・鏡野町）

平成 28 年度 4 市町村（総社市・高梁市・西粟倉村・美咲町）

平成 29 年度 3 市町村（矢掛町・井原市・新見市）

③今後の取組について

- ・平成 32 年度末時点で、全ての市町村が就学前後の情報連携に取り組んでいることを目指す。
- ・「就学前後の情報連携」に引き続き、「就学後の情報連携」についても取組を進めていく。

・事業名

雇用促進研修～発達障害のある人と共に働くために～

・開催日程等

日 時：平成 29 年 10 月 20 日（金）13 時～16 時 30 分

場 所：国際交流センター

対象者：障害者雇用企業（検討を含む）の人事担当者、自治体、就労支援機関、
教育機関等（120 名）

（4）様々なニーズに対応できる幅広い人材の育成

ア 発達障害児（者）支援医師研修事業

発達障害のある子どもの早期発見及び早期支援等のために、地域の身近なかかりつけ医等を対象とした研修を実施し、発達障害に関する対応力の向上を図る。
(地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに委託実施)

○事業名

岡山県かかりつけ医等発達障害対応力向上研修会

○開催スケジュール

研修名称	日時・場所	定員	対象者
第1回 発達障害早期支援研修	H29.10.29 (日) 13:00～17:00 岡山ロイヤルホテル	200名 程度	県内で勤務するかかりつけ医等の医療従事者及び保健・福祉等の関係分野の支援者
第2回 発達障害精神医療研修	H29.12.17 (日) 13:00～17:00 サン・ピーチ OKAYAMA	160名 程度	
第3回 発達障害支援医学研修	H30.1下旬 ～2下旬	未定	

イ 発達障害者支援キーパーソン登録・活動促進事業

様々な分野・職域で発達障害者支援に携わる専門職等をキーパーソンとして登録し、研修や交流機会の提供等を通じて、トータルライフ支援の中核的人材の育成を図る。

②専門機関での臨地研修

支援拠点機関での臨地研修を通じて実践的な支援のノウハウ等を取得する機会を提供することで、支援に求められる対応力を備えた支援者を養成する。

受講対象者	市町村	受講者数	受講回数	受講期間	研修先
キーパーソン 登録した自治 体のコーディ ネーター、保健 師等の専門職	備前市 美作市 鏡野町 吉備中央町	4名	12回	H29.9 ～ H30.1	岡山県精神科医療センタ ー、まな星クリニック、 岡山市発達障害者支援セ ンター、旭川荘、県発達 障害者支援センター等

第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画 の策定方針・骨子案について

1 策定方針

- ・第4期「岡山県障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき都道府県に策定が義務付けられている、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制等に関する計画であるが、その計画期間が平成29年度をもって満了するため、第5期計画を策定する。
- ・障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）に基づき新たに義務付けられた障害児福祉計画については、第5期障害福祉計画の中で障害児支援の提供体制を具体的に記載するなど、一体的に策定を行う。
- ・本計画の策定にあたっては、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）（以下「国的基本指針」）を基本とし、晴れの国おかやま生き活きプランや、第3期岡山県障害者計画等の趣旨を踏まえながら、市町村との連携の下、策定を進める。
- ・そうしたことに加え、今後、各種障害者団体の意見等を丁寧に聴取の上、適切なタイミングに、岡山県障害者施策推進審議会、岡山県自立支援協議会や議会等に諮りながら進める。

●障害のある人に関する計画

計画名	H11	～	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
岡山県障害者 計画 (障害者基本法)	←						→	←				→	←					
	岡山県障害者長期計画 H15一部改訂(支援費制度) H19一部改訂(障害者自立支援法)						第2期岡山県障害者計画				第3期岡山県障害者計画							
岡山県障害福 祉計画 (障害者総合支援法)		←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	←	→	
			第1期		第2期		第3期		第4期		第5期							

(参考)

区分	障害者計画	障害福祉計画
法的根拠	障害者基本法第9条第2項	障害者総合支援法第89条第1項
所轄省庁	内閣府	厚生労働省
内容	障害者の施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に関する計画

(3) 計画の体系（重点的な視点ごとの主な見直し方針）

①地域生活移行の促進

- ・「発達障害者」や「重症心身障害者」への支援に関する項目を新設
- ・発達障害者等に対する支援に関する活動指標を追加
(例) 発達障害者支援地域協議会の開催回数 等
- ・自立生活援助など、新たな障害福祉サービスに対応した施策実施方針を追加

②就労移行の促進及び所得の向上

- ・就労定着支援など、新たな障害福祉サービスに対応した施策実施方針を追加

③障害福祉サービス量の充足

- ・圏域ごとに、障害福祉サービス見込量の充足、確保に向けた施設整備計画を追加
(施設整備計画と障害福祉計画のリンク化)

④障害児支援の提供体制の整備等（※第1期岡山県障害児福祉計画として位置付けを想定）

- ・「重症心身障害児」や「医療的ケア児」をはじめ、障害児に対する重層的な支援に関する記載を追記
- ・障害児支援の提供体制の整備に関する成果目標を追加
(例) 医療的ケア児支援の協議の場の設置 等

⑤人材の養成・確保と資質の向上等

- ・利用者の安全確保に向けた取組のほか、障害福祉サービス等の情報公開制度による質の向上を追加

(4) 計画の期間

3年間（平成30～32年度）

※現行第4期計画 3年間（平成27～29年度）

(5) 計画の推進体制

- ・計画中の成果目標及び活動指標については、これまでどおり、少なくとも年に1回以上、その実績を把握及び評価し、必要があると認めるときは、計画の見直しを講ずること。また、計画期間中の中間評価などの際には岡山県障害者施策推進審議会等において意見聴取を行うこと等を規定

4 活動指標（計画期間が満了するH32年度までの活動指標）

国の基本指針に定める指標	県の基本的な考え方(案)
1 福祉施設から一般就労への移行等	
①就労移行支援事業、就労継続支援（A型・B型）事業利用者のうち、一般就労への移行者数の見込 ②障害者に対する職業訓練の受講者数 ③福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者 ④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数 ⑤公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数	基本指針を踏まえ、市町村等と連携の上、見込量等を設定する。 注 ①：県及び市町村が設定 ②～⑤：県のみが設定
2 障害福祉サービス等の利用者数・見込量	
①訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援） ②生活介護 ③自立訓練（機能訓練）、④自立訓練（生活訓練） ⑤就労移行支援 ⑥就労継続支援A型、⑦就労継続支援B型 ⑧就労定着支援【新】 ⑨療養介護 ⑩短期入所（福祉型、医療型） ⑪自立生活援護【新】 ⑫共同生活援助、⑬施設入所支援 ⑭計画相談支援 ⑮地域相談支援（地域移行支援）、⑯地域相談支援（地域定着支援）	基本指針を踏まえ、市町村と連携の上、見込量等を設定する。
3 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等	
①児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 ②医療型児童発達支援 ③居宅訪問型児童発達支援【新】 ④福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援 ⑤障害児相談支援 ⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置数【新】	基本指針を踏まえ、市町村と連携の上、見込量等を設定する。 注 ④：県及び岡山市が設定
4 発達障害者等に対する支援【新】	
①発達障害者支援地域協議会の開催回数 ②発達障害者支援センターによる相談支援件数 ③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数 ④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修・啓発件数 ⑤発達障害について身近に相談できるかかりつけ医の数 県実施「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」受講医師数	基本指針を踏まえ、市町村と連携の上、見込量等を設定する。 注 ①～④：県及び岡山市が設定 ⑤：県独自目標数値

岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会の公開に係る取り扱い

岡山県発達障害者支援地域協議会及び岡山県広域特別支援連携協議会（以下「協議会」という。）の公開に関しては、岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱（平成29年4月1日）及び岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱（平成16年8月26日）に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

1 公開基準

以下の各号に該当すると委員長が認めるとときは、理由を付して、その全部又は一部を非公開とする。一括又は会議ごとに公開・非公開を決定する。

- (1) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）第7条各号の規定に該当すると認められる場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 公開の方法

傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとし、傍聴者の定員、資料提供の方法等については、協議会で決定する。

3 会議の開催周知

協議会の開催日の1週間前までに以下の事項を岡山県のホームページに掲載することにより行う。

ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- (5) 問い合わせ先

4 会議資料及び議事録の公開

- (1) 原則として岡山県のホームページに掲載する。なお、発言委員の氏名は記載しないものとする。
- (2) 上記「1公開基準」の各号に該当する場合であって、委員長が公表することが適当でないと認めるときはこの限りでない。